（第三項を除く。）並びに第十六条から第十七条までの規定に限る。）及び別表第一の一から別表第五までの規定並びに新平成十七年改正省令附則第六項から第八項まで及び第十二項から第十五項までの規定並びに平成二十五年改正省令附則第六項及び第七項の規定は、附則別表第一の二の部分機能の区分の欄及び内容の欄に定める部分機能に係る単位費用の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| ［略］ | | |
| 新規則第十七条第一項 | ［略］ | |
| | 、三の項から三の三の項までの機能、六の項の機能（中継伝送専用機能、一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。）、六の二の項の特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能及び六の三の項から七の項までの機能の | の |
| ［略］ | | |

**附則別表第３の１**（附則第６条関係）　正味固定資産価額算定方法

［略］

| 設備区分 | 算定方法 |
|---|---|
| ［略］ | |
| き線点遠隔収容装置 | ［１～４　略］<br>５　投資額の算定<br>次の算定式⑴及び⑵により求めた局ごとき線点遠隔収容装置投資額のうちいずれか小さいものを当該局のき線点遠隔収容装置投資額とし、全ての局について当該投資額を合算し、き線点遠隔収容装置投資額を算定する。<br>⑴　局ごとき線点遠隔収容装置投資額<br>＝（き線点遠隔収容装置ユニット数×き線点遠隔収容装置ユニット単価＋専用線収容装置ユニット数×専用線ユニット単価）×き線点遠隔収容装置収容回線数÷（き線点遠隔収容装置収容回線数＋専用線遠隔収容装置収容回線数）<br>［⑵　略］ |
| ［略］ | |

（第三項を除く。）並びに第十六条から第十七条までの規定に限る。）及び別表第一の一から別表第五までの規定並びに新平成十七年改正省令附則第六項から第八項まで及び第十二項から第十五項までの規定並びに平成二十五年改正省令附則第六項及び第七項の規定は、附則別表第一の二の部分機能の区分の欄及び内容の欄に定める部分機能に係る単位費用の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| ［同上］ | | |
| 新規則第十七条第一項 | ［同上］ | |
| | 、三の項から三の三の項までの機能、六の項の機能（中継伝送専用機能、一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。）、六の二の項の特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能及び六の三の項から七の二の項までの機能の | の |
| ［同上］ | | |

**附則別表第３の１**（附則第６条関係）　正味固定資産価額算定方法

［同左］

| 設備区分 | 算定方法 |
|---|---|
| ［同左］ | |
| き線点遠隔収容装置 | ［１～４　同左］<br>５　投資額の算定<br>次の算定式⑴及び⑵により求めた局ごとき線点遠隔収容装置投資額のうちいずれか小さいものを当該局のき線点遠隔収容装置投資額とし、全ての局について当該投資額を合算し、き線点遠隔収容装置投資額を算定する。<br>⑴　局ごとき線点遠隔収容装置投資額<br>＝（き線点遠隔収容装置ユニット数×き線点遠隔収容装置ユニット単価＋専用線収容装置ユニット数×専用線ユニット単価）×き線点遠隔収容装置収容回線数÷（き線点遠隔収容装置収容回線数＋専用線遠隔収容装置収容回線数）<br>［⑵　同左］ |
| ［同左］ | |